

南富良野町地球温暖化対策実行計画（概要版）

【区域施策編】

【事務事業編】



令和6年3月

南富良野町

第1章 総論

1-1. 計画策定の背景と目的

昨今、世界規模の環境問題として、地球温暖化やそれに伴う気候変動が大きく取り上げられています。

世界では平成 27 年(2015 年)に気候変動対策を国際的な目標の一つとした持続可能な開発目標(SDGs)が採択され、国では令和 3 年(2021 年)に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、温室効果ガス排出量の目標を「令和 32 年度(2050 年度)までに実質ゼロ」としました。

本町ではこれまで、健全な森林の整備・保全と木質バイオマスエネルギーの活用といった脱炭素の取組を進めてきましたが、こうした情勢の変化を踏まえて、令和 4 年(2022 年)6 月 17 日に「南富良野町ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

「南富良野町地球温暖化対策実行計画(以下、「本計画」と称す。)」は、令和 32 年(2050 年)までの「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて、本町が行ってきた脱炭素の取組の継続・強化に加えて、気候変動の影響に対する適応策を新たに位置付け、上位計画や関連計画と連携して、これらの取組みを総合的・効果的に推進するために策定するものです。

1-2. 計画の位置付け

本計画の【区域施策編】は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、「温暖化対策推進法」と称す。)第 21 条第 4 項に基づき、本町全域における産業や家庭、運輸など各部門を対象に、温室効果ガス排出量の削減及び今後予測される更なる気温の上昇といった気候変動への適応に関する施策を推進するために策定することを目的とします。

また【事務事業編】は、温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づき、本町が実施している全ての事務及び事業に関し、省エネルギー・資源物、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的とします。

1-3. 計画の対象

本計画は本町全域を対象範囲とし、地域一帯で地球温暖化対策を推進するために、町民・事業者・行政(町)・民間団体等の全ての主体による連携・協力で進めるものとします。

また温暖化対策推進法では、7 つの温室効果ガスを規定しています。その多くは町民生活や事業活動から発生する二酸化炭素であり、その他は排出割合が少なく把握も困難なことから本計画では「二酸化炭素」を対象とします。

1-4. 計画期間

計画期間は、前回、地域施策編の【H31 計画時】及び事務事業編の【H29 計画時】の見直しに対する本計画の【R5 計画時】による令和 6 年度(2024 年度)から、「地球温暖化対策実行計画」に即して令和 12 年度(2030 年度)を目標年度とします。

地球温暖化問題は、自然環境の変化や気象の変化などの環境情勢の他、人口増減や技術革新などの社会情勢によって状況が大きく変動することから、対象期間の途中であっても必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章 地球温暖化に関する本町の概況

2-1. 温室効果ガス排出量の現状

本町の温室効果ガス総排出量は、基準となる H31 計画時の 42.07 千 t-CO₂ に対し、直近の R5 計画時で 44.77 千 t-CO₂ と増加しています。

部門別では製造業等の産業部門と民間福祉施設を含む民生業務部門が増加しています。

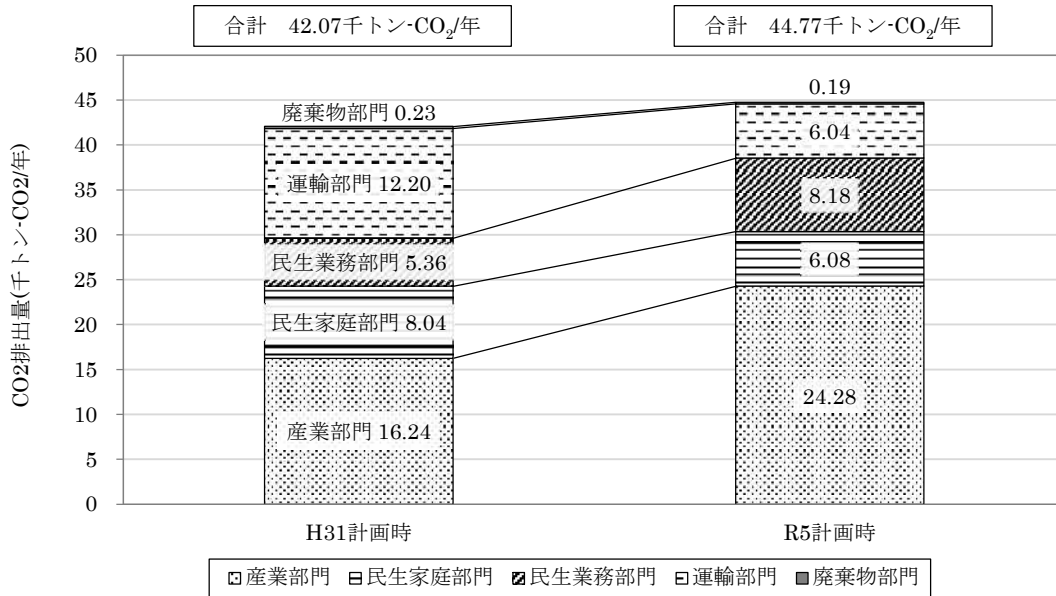


図 2.1 温室効果ガス総排出量の部門別実績の比較

事務・事業別の温室効果ガス排出量は、基準となる H29 計画時の 3,691,746kg-CO₂ に対し、直近の R5 計画時で 3,447,120kg-CO₂ と減少しています。

区分別では、道の駅南ふらのを含むコミュニティ施設が増加しています。

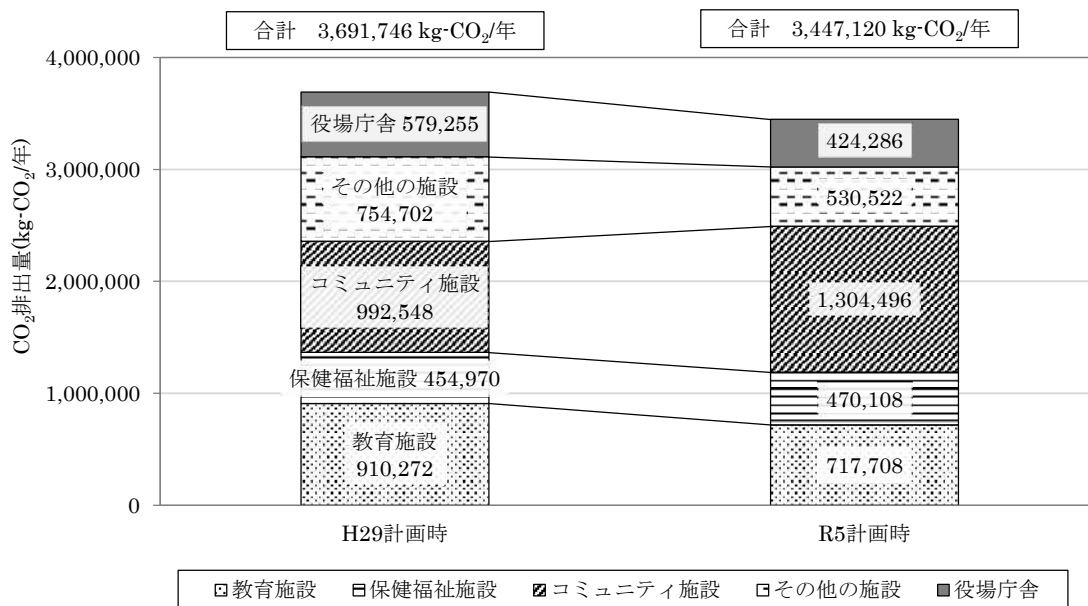
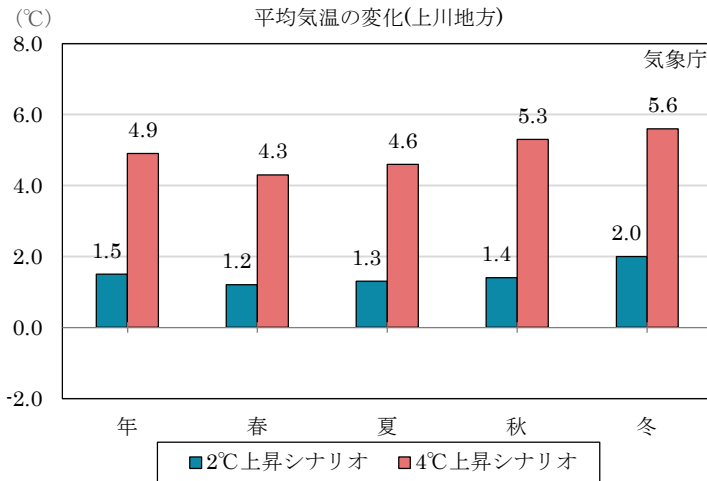


図 2.2 温室効果ガス排出量の事務・事業別実績の比較

2-1. 気候変動の影響予測

札幌管区気象台が令和4年(2022年)にとりまとめた「日本の気候変動2020」に基づく北海道の気候変動予測では、本町を含む上川地方における気候変動の影響を以下のように予測しています。



平均気温の上昇

上川地方では20世紀末と比較して、青色で示す2°C上昇シナリオで1.5°C、赤色で示す4°C上昇シナリオで4.9°Cと平均気温が上昇し、季節別では冬の気温の上昇が予測されています。

図 2.1 上川地方における年及び季節別の平均気温の予測

また気温の上昇といった気候変動が続くと、下表に示す影響が出ると予測されています。

表 2.3 本町で発生が予測される気候変動の影響

分野	大項目	小項目	予測される影響等(凡例 ◇: 現在の影響、●: 将来予測)
農業・林業	林業	木材生産	●降水量の増加等による植生変化に伴う人工林施業への影響 ●病虫獣害の発生・拡大による材質悪化
水環境・水資源	水環境	湖沼・ダム湖	●多目的ダムのうち、富栄養湖に分類されるダムが増加
	水資源	水供給(地表水)	●渇水が頻発化、長期化、深刻化、さらなる渇水被害の発生
自然生態系	陸域生態系	自然林・二次林	◇落葉広葉樹から常緑広葉樹への置き換わりの可能性 ●冷温帯林の分布適域の減少、暖温帯林の分布適域の拡大
		人工林	●森林病害虫の新たな発生・拡大の可能性
自然災害	河川	洪水	◇時間雨量50mmを超える短時間強雨等による甚大な水害の発生
		内水	●洪水を起こしうる大雨事象が増加、施設の能力を上回る外力による水害が頻発
	山地	土石流・地すべり等	●集中的な崩壊・土石流等の頻発による山地や斜面周辺地域の社会生活に与える影響の増大
健康	暑熱	死亡リスク	◇気温の上昇による超過死亡の増加 ●夏季における熱波の頻度増加 ●熱ストレスの増加による死亡リスクの増加
		熱中症	◇●熱中症搬送者数の増加

出典：北海道気候変動適応計画(令和2年(2020年)3月)

第3章 温室効果ガスの削減目標

3-1. 区域施策編における温室効果ガスの削減目標

国や北海道、そして町が目標とする「温室効果ガス排出量実質ゼロ」とは経済活動など人為起源によるCO₂(二酸化炭素)排出量と、森林の保全や植林等によるCO₂吸収量とのオフセット(差し引き)で排出ゼロとすることです。

本町は富良野生活圏の中でも広大な森林資源に恵まれており、天然林と人工林で約52千トン-CO₂と、*R5計画時の排出量44.77千t-CO₂を上回る吸収量の確保が期待できます。

【区域施策編】における本町全域の削減目標は、豊富な森林資源を有する自治体として、長期目標年である令和32年度(2050年度)におけるCO₂排出量の実質ゼロを十分達成するよう、天然林及び近年減少傾向がみられる人工林の整備・保全によるCO₂吸収量を踏まえ、下表のとおりを設定します。

※：二酸化炭素の吸収・固定量に関する簡易計算の結果です。

表 3.1 本町の温室効果ガス総排出量の削減目標

項目	— 本計画目標年 — R12年度(2030)	— 長期目標年 — R32年度(2050)
削減目標 — R5計画時に対する割合 —	約18%の削減 (8.19千トン-CO ₂ の削減)	温室効果排出量実質ゼロ

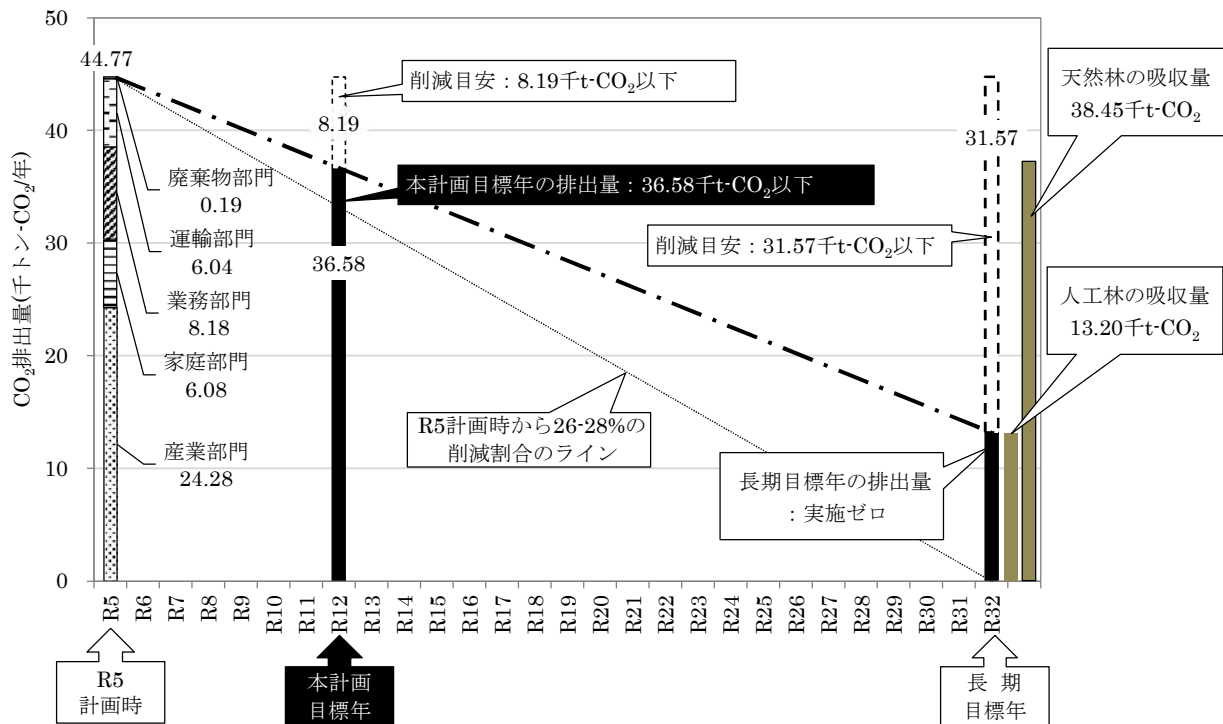


図 3.1 本町の温室効果ガス総排出量の削減目標

3-2. 事務事業編における温室効果ガスの削減目標

教育施設や保健福祉施設、コミュニティ施設や役場庁舎などにおいて、本町が実施している全ての事務及び事業に関する削減目標は、長期目標年の実質排出ゼロに向けて、H29計画時から R5 計画時における実績である「年当たり 40,771kg-CO₂の削減」を継続するものとし、R5 計画時に対し約 8.3%、285,397kg-CO₂の削減を目指します。

表 3.2 本町の事務・事業における温室効果ガス排出量の削減目標

項目	－ 本計画目標年 － R12 年度(2030)	－ 長期目標年 － R32 年度(2050)
削減目標	約 8.3%の削減 (285,397kg-CO ₂ の削減)	温室効果排出量実質ゼロ
－ R5 計画時に対する割合－		

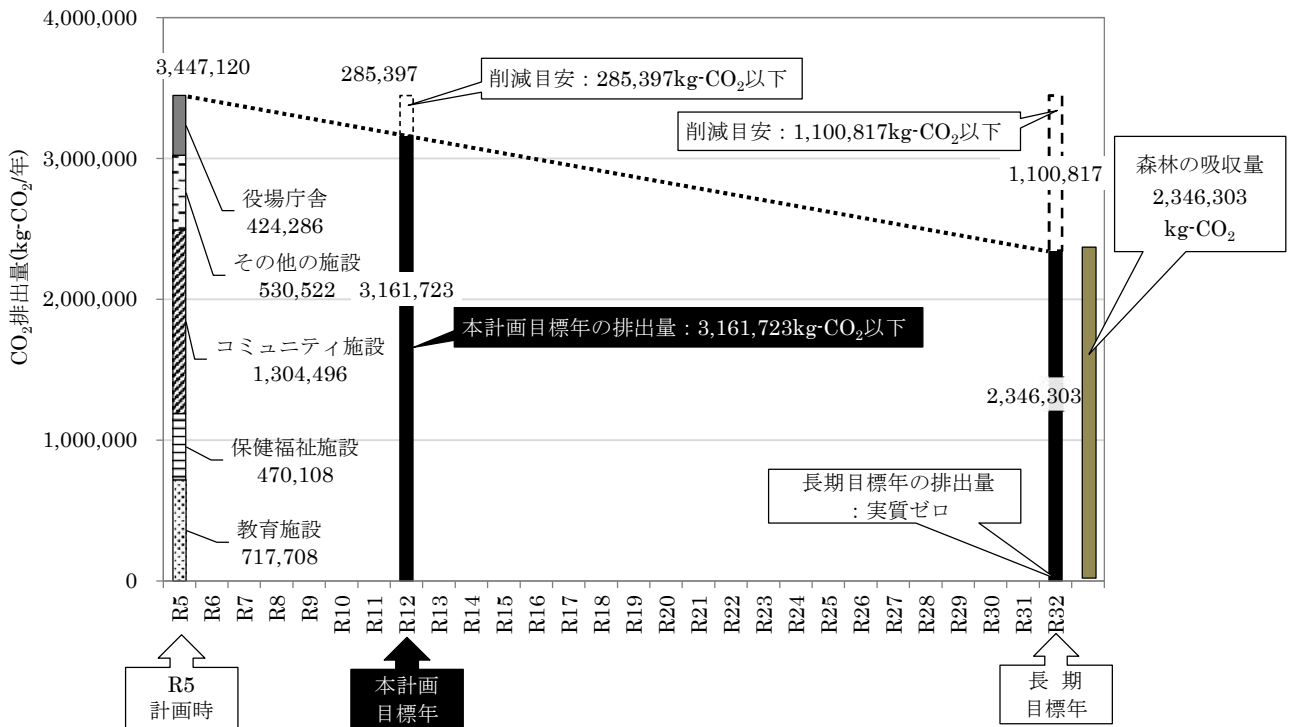


図 3.2 本町の事務・事業における温室効果ガス排出量の削減目標

表 3.3 区分別の温室効果ガス排出量の削減目標

(単位: kg-CO₂/年)

事務・事業の区分	－ 基準年 － R5 年度(2023)	－ 目標年 － R12 年度(2030)
①教育施設(小学校、中学校、高等学校、町民体育館等)	717,708	658,287
②保健福祉施設(みなくる、憩の家、和楽園、診療所、保育所等)	470,108	431,186
③コミュニティ施設(道の駅、物産センター、ログホテルラーチ、キャンプ場等)	1,304,496	1,196,493
④その他の施設(テレビ中継所、農作物処理加工センター、浄水場、最終処分場等)	530,522	486,599
⑤役場庁舎(公用車を含む)	424,286	389,158
合計	3,447,120	3,161,723

第4章 基本方針

気候変動の対策については、温室効果ガス排出量を削減する、または植林などによって吸収量を増加させる「緩和」と、気候変化に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより気候変動の悪影響を軽減する「適応」の二本柱が掲げられています。

本町における地球温暖化対策の推進に向けて、緩和と適応に関する基本方針を以下のとおりに設定します。

4-1. 緩和策に関する基本方針

町では、「令和 32 年(2050 年)までに CO₂(二酸化炭素)実質排出ゼロ」を目指す「南富良野町ゼロカーボンシティ宣言」を表明しており、本計画の目標計画期間である令和 12 年度(2030 年度)に向けて段階的・計画的な排出量の削減を、町民・事業者・行政(町)等の全ての主体による連携・協力により目指すものとします。

国土の約 90%を占める豊かな森林資源は二酸化炭素の吸収源として重要な役割を担うことから、地球温暖化の影響を緩和するための脱炭素の取組として、健全な森林の整備・保全と木質バイオマスエネルギーの活用を最重要施策と位置付けます。

行政(町)は公共事業を推進する最大の事業者であり、率先して地球温暖化対策の取組を推進し、自ら排出する温室効果ガスの削減に努める必要があります。

温室効果ガス排出量の削減に向けて、「環境にやさしい製品の購入促進」や「省資源・省エネルギーの促進」、「廃棄物の減量化・リサイクルの推進」や「環境負荷の削減に配慮した施設等の整備・維持管理」といった脱炭素化行動に関する具体的な取組を職員一人ひとりが意識し、日常的かつ継続的に実践します。

4-2. 適応策に関する基本方針

本町を含む上川地方について、北海道ではパリ協定の 2℃上昇シナリオに対し、21 世紀末で 1.5℃の気温上昇と夏日約 13.3 日の増加、そして 1 時間降水量 30mm 以上の短時間強雨の増加といった更なる気候変動を予測しました。

また将来の気候変動による影響・予測として、本町では豊かな森林資源に対する暖温帯林の分布適域の拡大といった植生の変化や、短時間強雨による内水被害や土砂災害の発生その他、森林や雪山等を利用した観光業への影響も懸念されます。

更に今夏の猛暑を受け、道内の各自治体では公共施設や教育施設へのエアコンの設置に関する気運が高まっています。

本町においても熱中症のリスクを回避するのに必要なエアコンを計画的に整備する等、今後も変化する気候に「適応」した取組を推進します。

第5章 施策の推進

表 5.1 緩和策と適応策の一覧と内容

施策	内容
緩和策 1：健全な森林の整備・保全	健全な森林を後世に残すよう、地域の林業振興に向けた支援事業の充実と、林業を継続的に支える森林作業者の育成と確保を進めます。
緩和策 2：木質バイオマスエネルギーの活用	豊かな森林をエネルギー源として地域に還元するよう、木質チップボイラーによる再生可能エネルギーの取組を進めます。
緩和策 3：新たな地域エネルギーの導入	木質バイオマスエネルギーの他、太陽光や風力など自然から得られる再生可能エネルギーの積極的な導入を進めます。
緩和策 4：省エネルギー設備等の導入	今後も、町が率先して公共施設等への省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入を進めるとともに、町民や事業者への設備・導入に関する周知と支援を充実します。
緩和策 5：省エネルギー行動の推進	節電や節水、エコドライブの実践等の省エネルギー行動について、町民・事業者・行政(町)等の全ての主体による連携・協力により進めます。
緩和策 6：ごみ排出量の減量化	3R 運動の取組を推進し、ごみ分別の徹底と資源ごみの再資源化、ごみ排出量の減量化を進めます。
緩和策 7：環境学習と情報発信	脱炭素社会の実現に向けて、行政(町)から住民・事業者等への省エネルギーに関する情報提供と環境学習などの啓発活動を推進します。
緩和策 8：森林資源の適正な維持・管理	今後、植生の変化に伴うチップ材質の悪化といった問題の無いよう、森林情報データベースを構築し、健全な森林の維持・管理に向けて迅速な対応ができるものとします。
適応策 9：自然災害への対策	災害の激甚化・頻発化に対し、安心・安全かつ迅速に対応できるよう、防災ハザードマップの更新や避難所の確保及び災害情報の周知・徹底を進めます。
適応策 10：農業分野への対策	持続可能な農業の実現に向けて、異常気象や降水量の変化などを見据えた農業経営の基盤づくりを進めます。
適応策 11：水資源の維持・管理	安全な水を問題なく供給できるよう、水道水源の水質の把握や雨水の循環利用を進めます。
適応策 12：健康への対策	健康と命を守るよう、熱中症情報の周知・徹底と、熱中症リスクが存在する暑熱環境下での作業や運動を回避するといった熱中症対策の取組を強化するとともに、公共施設へのエアコンの設置を検討します。

第6章 計画の進捗管理と公表

6-1. 進捗管理

本計画の進捗管理は、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action(見直し・改善)のPDCAサイクルに基づき実施します。

Do(実施)では、各担当の課・係が本計画で掲げた12の施策に関する事業を、町民や事業者、北海道や近隣市町村との連携・協力により着実に実施します。

Check(点検・評価)では、数年単位の温室効果ガスの排出量や変化要因を分析すること、そして施策の進捗状況を毎年評価します。

Action(見直し・改善)では、点検・評価に基づき、必要に応じて事業を継続するか見直し・改善を行うかの判断をし、その結果を次の計画づくりに反映します。

Plan(計画)では以上のサイクルを踏まえ、短期的あるいは長期的な視点から施策・事業を立案します。

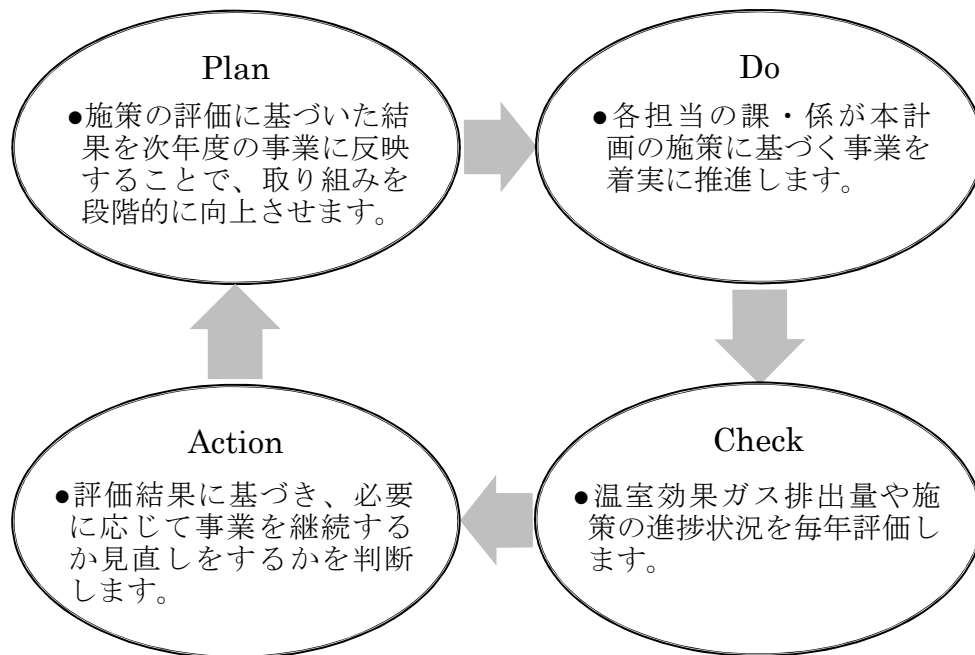


図 6.1 進捗管理の方法(PDCA サイクル)

6-2. 進捗状況の公表

温室効果ガス総排出量や本計画に基づく施策の実施状況については、町のホームページ等で公表し、意見や要望などを聞き取るものとします。



南富良野町地球温暖化対策実行計画（概要版）

令和6年（2024年）3月

南 富 良 野 町

〒079-2402 北海道空知郡南富良野町字幾寅 867 番地
担当：建設課 環境衛生係
電話 0167-52-2112